

書 評

鈴木絢女. 『〈民主政治〉の自由と秩序—マレーシア政治体制論の再構築』 京都大学学術出版会, 2010 年, 304 p.

外山文子 *

本書は、1971 年以降のマレーシアの政治体制について、政治的権利を制限する法の成立とその運用に焦点を当て、同政治体制が今日までさまざまな内外の圧力に耐え続け、持続しえた理由について解明を試みている。

まず序章と第 1 章で、問題提起と分析枠組みの提示を行ない、第 3 章以降の事例考察から導き出される結論を先に述べる。

マレーシアは、複数政党が参加する競争的選挙を定期的に実施する一方で、法律によって市民的、政治的自由を相当程度制限するという政治体制を 40 年近く持続させてきたことから、既存研究では「準権威主義体制」などと類型化されてきた。しかし本書では、既存研究が政府、与党や多数派民族のマレー人といった支配的集団による野党や少数派民族への権威的命令の束として政治制度を解釈していると指摘し、このような政治制度を核とする政治体制は、はたして持続的たりうるのかと疑問を投げかけている。また、マレーシアでは、政府に批判的な勢力の参加が排除されておらず、さまざまな分野における政策決定に影響を与えているが、既存研究による政治制度の見方では、このような包括的な参加

の実態を十分にとらえきれていないのではないかと指摘する。

本書は、「協議・相互主義的制度」(p. 10) と呼ぶ制度観を提示する。この制度観によると、マレーシアの政治制度は、立場の異なる多様な主体（政府、議会多数派・少数派、多数派・少数派民族、議会内外団体等）が、自身の権利や権限を保障・実現するために互いに取りし「合意」を形成することにより成立しており、政府も含めた各主体は「合意」により拘束されているとされる。当該制度観は、法を互いに権利や権限を制限し合う「^{たが}箍のはめ合い」(p. 37) を明文化したものととらえることにより、マレーシア政治体制の持続性を説明しようとする。

第 2 章「マレーシア政治史の概観」では、英国の植民地統治の時代から 2008 年までのマレーシア政治史を概観する。まず、独立憲法における基本権の規定は民族ごとに明記され、行政や議会立法による制限を受けうる特徴をもっていたことを確認する。次に、1960 年代に入り民族の権利と経済格差が争点化したため、憲法改正により各民族の権利に異議を唱えることが禁止され、併せて民族間の格差是正と貧困撲滅を目標とした新経済政策 (NEP) が策定されたことにふれる。更に 1980 年代にはさまざまな社会団体が登場し、民族間の利益調整の仕組みに異議を唱えるようになったため憲法が改正され、行政に対する司法の介入が制限されるようになったことなどについて述べる。

続く第 3 章から第 6 章では、憲法や法律の改正内容、法の改正をめぐる政治過程や運

* 京都大学東南アジア研究所

用について、下院議事録、新聞や雑誌などを資料に、政党や各種社会団体の法案に対する態度に焦点を当てて検証を行なう。

第 3 章「1971 年憲法（修正）法一民族的属性に由来する権利をめぐる取引」では、1971 年憲法の改正について取り上げる。1969 年にクアラルンプールで起こった暴動事件の原因が民族間の経済格差に対する不満であったとする見解を背景に、既存研究は同憲法改正を①民族間の合意を再確認するもの、②一部勢力による非民主主義体制確立の契機、③非マレー人の抑圧を意図したものなどと解釈してきた。しかし、協議過程の子細な検証からは、マレー系与党のみならず、中国系やインド系の与党、一部野党や華人社会も、憲法改正により市民権規定の保護や硬性化がなされ、マレー語以外の言語を使用・学習する権利が明確化され保護されたと解して、憲法改正に対する支持を表明していた事実が明らかとなる。また、一部の野党議員が恐れていたような憲法の濫用は起こらなかったと指摘する。

第 4 章「1981 年、1983 年結社法（修正）法一新興主体 NGO の制御と包摂」では、1981 年および 1983 年の結社法改正について考察する。1970 年代後半から、新経済政策の恩恵を享受できない華人企業家やマレー人中下層グループからの不満が、華人経済団体や NGO による集会や出版を通じて表明されるようになった。危機感を抱いた政府は、結社法の改正により結社の政治活動を規律化しようとした。既存研究は、結社法を政府が社会団体を監視、制御する手段として理解し

てきた。しかし 1981 年から 1983 年までの政府、与党、各種団体の間の協議過程の検証からは、1981 年に成立した法案の抑圧的な内容に対して NGO を中心に多数の団体から大規模な反対運動が起こり、その結果成立した 1983 年の法案では、すべての登録結社による政治活動を保障するなど、政府側が一定の譲歩を行なったことが明らかとなる。また法の濫用は起こっておらず、著者は、同法の一部規定は NGO の政治過程への参加を拡大させる素地を提供するという側面を併せもつと主張する。

第 5 章「1986 年国家機密法（修正）法一開発の時代の情報公開」では、1986 年の国家機密法改正について考察する。同法案は、不況を背景に、不透明な政府の経済運営と汚職の慣行への不満の拡大を背景に上程された。既存研究は、同法が市民の知る権利を一方的に否定するものであったとの解釈を提示する。しかし実際には、同法の改正に当たり、与党、野党、NGO やさまざまな団体との間で約 9 ヶ月間にわたり綱引きが行なわれ、政府は 3 つの修正法案を提出、公表、撤回したうえで法案が成立した。著者は、最終的に成立した法案では「公務上の秘密」の範疇が大幅に限定され、市民が知る権利を正当に行行使する根拠を提供するなど、政府側に譲歩させる内容であったと説明する。また運用面では、危惧されたほどには頻繁に適用されていないとする。

第 6 章「1987 年印刷機・出版物法（修正）法 / 1988 年憲法（修正）法一自由主義制度と競争的政治過程の抑制」では、1987 年の印

刷機・出版物法改正および1988年の憲法改正について扱う。同法については、前章までの事例とは異なり、必ずしも広範な協議が行なわれず、言論の自由に対して一層抑圧的な内容となった。運用面でも頻繁に恣意的な適用が行なわれているという印象を与えると指摘する。また同憲法改正は、裁判所がいくつかの訴訟において、政府側に不利な判決を下したことが契機となり実施された。憲法から「司法権」という文言が削除され、行政権に対する司法権の影響力を削減する改正が施された。著者は、両法案は「協議・相互主義的制度」からの「逸脱事例」(p. 240)であるにとらえる。

第7章「国家経済諮問評議会の成立—長期経済計画の協議的な決め方の制度化」では、1989年に長期経済計画について議論することを目的に設立され、多様な団体の代表者から構成される国家経済諮問評議会(NECC)について取り上げる。同評議会には、前章でふれた2つの立法の契機であった1987年の大量逮捕の際に、政治犯として身柄を拘束された野党、華語学校関係者やNGOの代表者が含まれた。ここから著者は、同評議会は、言論、集会、出版の自由を抑えつつも、交渉や妥協にもとづく決定の仕組みを確立しようとした政府と、少数派民族の利益を代表する主体の意図との交錯の結果として成立したと主張する。NGOや野党は、同評議会が与党やビジネスコミュニティにのみ有効に機能したと理解したが、著者は「自由競争に由来する対立を避けながら主要な主体間での合意にもとづき決定を行う仕組みを確

立した」(p. 266)と評価する。

終章では、簡単な総括を行ない、今後のマレーシア政治体制の行方について述べる。

本書の特徴としては、①当事者がどのような認識をもっていたのかという「内在的な視点」(p. 27)からマレーシア政治体制の理解を試みたこと、②マレーシア研究で分析対象とされる民族や階級といった「特定の亀裂に注目するというアプローチは採らない」(p. 32)、以上2点が注目に値する。「内在的な視点」からの分析により、政府や与党側のイニシアチブにより進められたようにみえる制度改正においても、野党や少数派民族といった少数派勢力が、政治過程に一定の影響力を及ぼすことで政府側の譲歩を引き出し、彼らが自らの解釈にもとづいて納得することにより、一定の妥協点に到達していく過程が丹念に描かれている。各主体の意図や認識を分析したことは大いに注目に値するものであり、今後のマレーシア政治の研究において、多大なる貢献をなしうると期待される。また、特定の亀裂に注目しないというアプローチも、敢えて民族や階級という対立軸を外すことにより、特に1980年代以降、民族や階級を横断した政治的運動が登場した事実を浮かび上がらせ、より実態に即したマレーシア政治のダイナミズムを描き出すことに成功している。

次に本書の問題点について述べたい。まず法の運用面における実証の手薄さが指摘できる。これは司法の扱いの問題にも繋がる。本書は、政治的権利を制限する法の成立とその運用の観点からマレーシアの政治体制をとら

え直すことを目的としている。しかし、立法過程については非常に詳細な考察を行なっているのとは対照的に、運用面の分析については物足りなさを感じる。著者は、協議過程で醸成された「共通了解」「相互主義」(pp. 37-38) がすべての当事者に政治制度を遵守させる効力をもつと主張するが、実証部の検証からは、各主体が自己に都合の良いように憲法や法律を解釈し納得している様子が伺われる。そもそも、立法過程を中心とした議論から政治制度について論ずることが適切なのかという点にも疑問を感じる。権威主義体制においても少数派に対する慰撫は皆無ではないからである。司法については、本書では十分に言及されていないが、著者が「逸脱事例」と評する第 6 章の事例の背景には、司法が行政に対して不利な判決を下すようになった事情が存在する。司法の変化や判決内容についても詳細に検証することにより、マレーシア政治体制の内実をより鮮明に描き出すことが可能となるのではないだろうか。

こうした若干の問題を含みながらも、本書の下院議事録などの調査にもとづいた綿密な分析は称賛に値する。各主体の認識にまで調査領域を広げた著者の斬新な視点は、マレーシア政治体制研究以外の領域からも広く関心を集めるものと思われる。今後も著者による野心的な研究成果を期待したい。

日下 渉.『反市民の政治学—フィリピンの民主主義と道徳』法政大学出版局, 2013 年, 442 p.

青山和佳 *

若きフィリピン研究者による傑作として本書を祝福したい。民族誌的現地調査と理論的検討の往来に粘り強く挑戦し、フィリピン政治理論への寄与に幸いにも成功したからのみではない。著者の日下渉は、スラムに生きる人びとの声を皮膚感覚により傾聴するという行為の意味を私たちひとりひとりに問いかけている。本書の原型は、2012 年 3 月に九州大学大学院比較社会文化学府に提出された博士論文である。著者はいかにしてこのような珠玉の作品を生み出すに至ったのか。内容を紹介したうえで、ディシプリンも直接の調査対象も異なるものの、フィリピンの貧困層をフィールドワークにより研究してきた立場から評者なりに考えてみたい。

本書は全 8 章から構成される。まず、序章により、本書のコンセプトを紹介しよう。本書の課題は、現代フィリピン民主主義を市民社会で争われる道徳政治という視座から分析することである。従来の所説では、経済発展によって中間層が増加し、より多くの人びとが高い「市民」意識をもって政治に参加するようになれば、民主主義の定着と深化が進むであろうと主張されてきた。しかし日下は、フィリピンの民主化以降の政治を分析することにより、この支配的な想定を否定す

* 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院